

令和 2 年 12 月 22 日

各部（局）長 様

企 画 部 長

令和 3 年度予算編成方針について（確定版通知）

このことについて、羽島市予算の編成及び執行に関する規則第 3 条の規定に基づき、市長の命を受けて令和 3 年度予算編成方針を定めたので通知する。

記

1 経済の状況と国の動向

日本経済については、内閣府発表の11月月例経済報告では、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある、とされている。

国の動向については、令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」（以下「骨太方針2020」という。）で、経済再生と財政健全化に着実に取り組むとし、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（以下「PB」という。）の黒字化については、今般の新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）拡大による日本経済への影響は甚大で、こうしたことのほかにも、大規模自然災害の頻発等により、今年度の新規国債発行額が戦後最大の90兆円以上に達するなど「社会保障と財政の持続可能性に係る構造的な問題がある」と指摘するにとどめたところである。

しかしながら、この実現に向けては、新経済・財政再生計画に基づき、基盤強化期間内（2019年度～21年度）から改革を順次実行に移し、団塊世代が75歳以上に到達し始める2022年までに社会保障制度の基盤強化を進め、デジタル・ガバメントの加速など優先課題の設定とメリハリの強化を行いつつ、経済・財政一体改革を着実に推進し、次世代への責任の視点に立ち、質の高い持続的な成長と中長期的に持続可能な財政を実現していくとされているところである。

なお、令和3年度予算については、感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、「令和3年度予算編成の基本方針」でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行うこととしている。

地方財政については、既に「地方の歳出総額に占める一般財源総額について、2021年度まで、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしているが、国・地方を合わせたPBの黒字化に向けて、臨時財政対策債等の発行額は圧縮していく」と「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」（以下「骨太方針2019」という。）にて示されており、骨太方針2020でも冒頭で、「骨太方針2019のうち、本基本方針に記載が無い項目についても、引き続き着実に実施する」とされているところである。

今後についても、こうした国の動向を注視しつつ、少子化・高齢化の進行等のこれまでの構造的問題に加え、感染症の拡大により浮き彫りとなった課題・リスク・取組の遅れ（デジタル化・オンライン化の遅れ、都市過密・一極集中のリスク、グローバル・サプライチェーンの脆弱さ等）を克服するための「ウィズコロナ」、「ポストコロナ」時代の「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現に向けた取組に伴う、各種制度改正等の本市財政への影響に留意する必要がある。

2 本市の財政状況

歳入については、その根幹をなす市税収入が、令和元年度決算において、法人市民税の伸びを主要因として、過去最高額の94.4億円となった。これに伴い、経常的に収入される一般財源総額は、一時的に増加したが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特にR2～R4の一般財源総額は減少する見込みである。

歳出については、平成28年度以降、岐阜羽島衛生施設組合のごみ処理施設の稼働停止に伴う可燃ごみの県外搬出・処理費用等の増加により経常的な支出が高止まりする中、定年退職者数の減少等に伴う人件費の増加や生活保護扶助費、訓練等給付費及び障害児通所等給付費等の扶助費の増加など、経常的な支出のさらなる増加が続いている。

このため、本市の経常的な収入に占める経常的な支出の割合を示す令和元年度の経常収支比率は、これまで本市が積極的に推進してきた企業誘致等の効果も現れ、経常的な収入である市税収入が上昇したこと等により、前年度から1.3ポイント減少し、95.9%と改善しているが、依然として高止まりの状況となっている。この数値は、県内42市町村の中でも前年度に引き続き最も高い見込みである。この比率は、これまでの市政で課題として認識されながらも、

解決されてこなかった「市役所新庁舎の建設」、「次期ごみ処理施設の建設」等の大規模事業に着手しながら、市民サービスの質を維持し、行政として行うべき施策を実施してきた結果であって、他市町村と比較しても、非常に厳しい状況にあるといえる。

3 本市の財政見通し

本市においては、全国の自治体が共通して抱える人口減少、少子化・高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少による税収の減少と高齢者医療費等の社会保障関係費の増加、そして大部分が高度経済成長期の急激な人口増加に対応して整備された公共施設等の老朽化に伴う施設の維持・更新費用の増加といったこれまでの構造的課題や財政課題とともに、感染症の拡大により浮き彫りとなった課題・リスク・取組の遅れに対応した「ウィズコロナ」、「ポストコロナ」時代の「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現に向けた国全体の取組に伴う新たな財政需要の拡大による歳出面、世界経済レベルでの大幅な落ち込みによる市税収入等の歳入面への影響が予見されることに加え、「市役所新庁舎の建設」、「次期ごみ処理施設の建設」及び「市民病院の維持・経営改善」という市独自の3つの大きな課題を抱えている。この点だけを捉えても今後の本市の財政見通しは、他自治体と比較してより厳しいものとなることが予想される。

こうした状況を踏まえ、令和3年度においては、令和2年度から順次着手している財政の「安定化対策」を確実に実行することで、将来世代への負担を残さない財政運営に向け、歩みを進めることとする。

令和2年度中期財政見通しにおいては、当該対策を実施しても、なお、令和3年度の歳出総額は人件費や扶助費等の経常的な支出の増加や市役所新庁舎の建設に要する費用等を見込んだ上で約240億円となり、約17億円の財源不足が生じると見込んでいる。この財源不足については、財政調整基金からの繰り入れにより補填することとしているが、引き続き令和3年度以降も経常的な支出の増加や多額の財源不足が見込まれる。

こうしたことから、現在実施している全ての事業を、これまでと同様の方法で継続していくことは困難であり、主要課題への対応と同時並行で、全ての事務事業について、「緊急性・必要性・事業効果」を検証し公費で負担することの意義を検討し、将来に向けた持続可能な財政基盤の確立のため事業計画の見直しを行い、「事業目的達成のための最小経費」での実施、後年度の財政負担を十分考慮して、中長期的視点を持った上で経費の平準化を図る等、行財政改革に継続的に取り組みつつ、令和3年度予算の編成に当たっては、これまで以上に厳しい態度で臨む必要がある。

4 予算編成方針

令和3年度予算の編成に当たっては、厳しい財政状況を鑑み、「ゼロ・シーリングでの積み上げ方式」によるものとする。

なお、令和2年度から順次着手している財政の「安定化対策」を確実に実行し、今後予見可能な財源不足（令和3年度約17億円）を解消するため、市全体の取組として、市民生活への影響を最大限考慮しながら、受益者負担の原則に基づき、「適正な歳入確保」を実施し、また、将来世代に負担を先送りしないため、事務事業のあらゆる観点での「効率的な歳出削減」を目指す。以上を達成するため、概算要求に対してゼロ・シーリングを実施することとし、持続可能な財政基盤の確立に向けて、より厳しい態度で予算査定に臨むため、各部門においては要求額の徹底した精査を行うこと。

なお、要求に当たっては、財政の「安定化対策」の内容を着実に実施するために、個別に示した方針と共に、以下の「(1) 基本的な考え方」及び「(2) 留意事項」を踏まえて対応すること。

(1) 基本的な考え方

① 「ウィズコロナ」「ポストコロナ」時代の「新たな日常」の構築・実現

- ・ 「ウィズコロナ」では、治療薬やワクチンが開発・普及されるまでの間、ウイルスの存在を前提とした感染症拡大防止と経済活動の両立が不可欠。継続的な取り組みが必要となるため、需要を的確に捉え、要求内容の精査をすること。
- ・ 「ポストコロナ」では、行政のデジタル化の遅れをはじめとした感染症の拡大により浮き彫りとなった課題・リスク・取組の遅れに対応すべく、「新たな日常」の構築・実現に関し、需要が想定できるため、多角的な視点から事業を見直した上で、所要額を計上すること。
- ・ こうした感染症への対応など緊要な経費については、既存施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するなど、更なる「予算の質の向上」を図りながら財源を捻出し、可能な限り、国・県などの施策と合わせて総合的な事業効果を高めること。

② 経常的経費の抑制

- ・ 本市の経常収支比率は、平成28年度以降90%を越え、今後も高齢化の進展に伴う扶助費をはじめとする社会保障関係費の伸び等に伴い上昇し、財政の硬直都合いが悪化することが見込まれる。こうした中で、特に魅力ある施策を実施するためには、経常的経費の抑制・削減による財源の捻出が不可欠であることから、その見直し・抑制に積極的に取り組むこと。

- ・ 法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、特に市単独事業（国・県事業への市上乗せ分を含む）については、廃止も含めた抜本的な見直しを行うこと。

③ 「選択と集中」の理念に基づく財源配分

- ・ 限られた財源で激変する社会の状況や山積する課題に的確に対応するため、事業の財源性、実現性、発展性、継続性等を踏まえた事業の優先順位を定めながら、「選択と集中」の理念で真に必要な事業に財源を重点的に配分する。

④ 「羽島市第六次総合計画」等に沿った施策の継続

- ・ 羽島市まちづくり基本条例の理念である「市民を主体としたまちづくり」に配慮しつつ、引き続き、「羽島市第六次総合計画」（後期実施計画に沿った、持続可能な開発目標（SDGs）の取組や Society5.0 の推進等の新たな課題への対応を意識した施策形成）や「羽島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った施策を展開する。

⑤ 概算要求に対するゼロ・シーリングの実施

- ・ 予算要求上限額（シーリング）は、概算要求（事務事業評価シート）の積上げ額から、財務課にて調整をかけたものを基礎とする。
- ・ 予算要求額の積算に当たっては、消費税率の引上げに伴う影響額や通年所要額を適正に見込んだ上で、要求上限額を超える部分については、事務事業の見直しや代替案を検討し、要求上限額の範囲内に収めて要求すること。
- ・ 要求額を課単位で枠管理するため、課内で調整できない場合には、部局内で調整の上、要求上限額の範囲内に収めて要求すること。
- ・ 法定扶助費や職員の平均年齢の上昇に伴う人件費の増加等、義務的な負担が必要な経費についてはこの限りではない。

(2) 留意事項

① 前例踏襲による安易な予算要求は慎むこと

- ・ 「ウィズコロナ」「ポストコロナ」時代に沿った施策展開をすべく、前例踏襲の固定観念から脱却し、全事業についてゼロベースの視点で見直すこと。本市が置かれている状況、今日の社会情勢、市民ニーズの変化等を的確に捉え、市民生活に真に必要な事業か、実績面、有効性、公平性、効率性、代替可能性など多面的な視点から、経費の縮減に努めることはもちろん、サービスや事業、施設の休廃止やスローダウン、執行体制の見直しなど、積極的かつ大胆に見直しを行うこと。
- ・ 類似・重複事業については、部局横断的な視点で事業の再構築を進

めること。

- ・ 近隣自治体の実施水準を超える事業については、本市の地域性や独自性を踏まえて高い水準を維持すべき特別な場合を除いては、実施水準の見直しを行うこと。

② 新規・拡充事業の政策立案とスクラップ・アンド・ビルドの徹底

- ・ 感染症の拡大により浮き彫りとなった課題・リスク・取組の遅れに対応すべく、「新たな日常」の構築・実現に関し、想定される需用はもとより、持続可能な開発目標（SDGs）の取組や Society5.0 の推進等の新たな課題への対応を意識した新規・拡充事業の政策立案、既存事業の見直しに際しては、各種統計など客観的なデータを活用した分析を徹底することで、必要性の検証を行い、現状の課題、費用対効果等について、数値を用いて見える化に努めるなど EBPM（証拠に基づく政策立案）による政策の有効性の検証を実施すること。
- ・ 新規・拡充事業を検討する場合には、既存他事業のスクラップにより捻出した財源をもとに予算要求を行うこと。スクラップによる財源捻出が見られない事業についての予算要求は認めない。

③ 部局長による部内調整の強化（部局単位での定数管理の推進等）

- ・ 部局長は、担当部局としての立場だけでなく市全体の厳しい財政状況も踏まえた立場で、担当部局の予算調整を行うこと。
- ・ 部局長は、担当部局の予算調整に当たっては、各部局が主体的かつ責任を持って事業の見直しに取り組めるよう、マネジメント機能を最大限に発揮すること。
- ・ 部局長は、各課の業務量や繁忙期を的確に把握し、会計年度任用職員等を適宜、組織横断的・流動的に動かすことで、部局全体の超過勤務時間や会計年度任用職員数等の削減が図れるよう、部局内の定数管理に努めること。
- ・ 部局内で新規・拡充事業の要求がある場合には、スクラップにより捻出した財源をもとに予算要求されているかチェックすること。

④ 外部指摘事項等への適切な対応

- ・ 市議会、包括外部監査及び内部監査等から指摘のあった事項のほか、事業仕分けでの議論や市民判定人の市民目線による判定結果等については、公益上の必要性・財源性等を客観的・総合的に判断した上で適切に対応すること。

⑤ 公共施設等ファシリティマネジメント（FM）の徹底

- ・ 平成 28 年 3 月に策定した「羽島市公共施設等総合管理計画」及び各部局が策定を進めている個別管理計画に基づき、それぞれが所管する

公共施設等について、今後の少子高齢化・人口減少社会における長期的な視点に立って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化に取り組むこと。

⑥ 人件費の抑制

- ・ 職員の平均年齢の上昇や令和 2 年度から導入された会計年度任用職員制度により、今後も人件費の増加は避けられない。このことから、人件費（会計年度任用職員等含む）については、業務プロセス・システムの標準化等を推進するなど、今後の少子高齢化・人口減少社会における行政サービスのあり方を模索した上で、AI や RPA の導入・活用によるスマート自治体への転換等を念頭に置き、真に必要なとされる人数・雇用形態等を検証した上で、所要額を予算要求すること。
- ・ 正規職員等の配置数の減少に対しては、事務事業の見直しによる対応を基本とし、安易に会計年度任用職員等で補うことは想定しないこと。

⑦ 社会保障関係費の適正要求

- ・ 社会保障関係費については、歳出総額に占める割合が大きく財政に与える影響が大きいことから、近年の対象者数等の増減率だけでなく人口、世帯、就業人口及び年齢別人口構成割合等の推計値など、あらゆるデータに基づき適正額を見積もること。
- ・ 消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分相当額については、現行制度では地方交付税が減額されることにより相殺されることから、社会保障関係費にかかる新規事業・拡充事業を検討する場合においても、既存事業のスクラップによる財源捻出を図ること。
- ・ 安易な自己負担額の軽減措置などにより、過度の財政負担を招くことがないように、常に受益者負担の適正化の視点に立ち、適正水準の検討を行うこと。

⑧ 業務委託の精査

- ・ 業務委託については、BPR（業務フローの再構築）を通じて、市が行う業務と委託で行う業務を明確にすること。
- ・ 計画策定、調査研究等の業務委託については、専門的な知識・技術を要し職員が行うことが困難であるもの、職員が行うと著しく非効率なものなど、十分な合理性が認められるものに限定すること。
- ・ 過年度に類似の計画策定等の業務を委託している場合には、その効果を十分に検証すること。
- ・ 類似する委託業務については、部局の内外を問わず一括発注による事務量の軽減、スケールメリットの発現に努めること。

⑨ 補助金及び交付金の適正化

- ・ 補助金等については、時代・状況の変化を踏まえ、民間との役割分担、費用対効果、補助率・補助限度額等、十分な精査と検証、徹底した見直しを行い、所期の目的を達成したもの、補助効果の薄いものについては、積極的に廃止するか、事業の終期を設定すること。
- ・ 団体等の運営費補助については、事業費補助へ見直しを行うこと。
- ・ 見直しに当たっては、交付先団体との事前調整を徹底すること。
- ・ 補助金等を財源として、特にイベント事業への助成など交付先団体から第三者が実施する事業等に支出がなされている場合には、当該支出の目的まで踏み込んで、その必要性を精査すること。また、業務委託においても同様の姿勢で臨むこと。
- ・ 補助金等の新設は原則として認めないこととするが、緊急な行政課題によりやむを得ず新設する場合には、経費負担のあり方、必要性、緊急性、効果等の面から十分に検証し、必ず終期を設定すること。

⑩ 外郭団体等の事務のあり方の見直し

- ・ 外郭団体等の事務のあり方に関し、職務専念義務や事務負担の軽減の観点から、本来、市が担うべき業務か、外郭団体等が担うべき業務かを精査し、適切な機能分担を図ること。また、外郭団体等の事務処理能力の向上を図る等の団体育成策を通じて、独立性を担保しつつ、組織運営上の自立を促すこと。

⑪ 歳入確保に向けた取り組みの推進

- ・ 市税の課税対象の正確な把握、収納率の向上、ふるさと納税、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）、基金繰入、市有財産の有効活用、広告事業の拡充、クラウドファンディング等外部資金の活用を積極的に検討し、あらゆる創意工夫により財源の確保に努めること。

⑫ 国・県の動向の的確な把握と対応

- ・ 国・県の新年度予算編成の内容及び関連する制度の改正など、その動向を迅速かつ的確に把握し、予算への反映に努めること。特に、国・県の補助事業については、他自治体の活用事例を情報収集し、補助対象となるものは積極的に活用すること。
- ・ 補助の打ち切り、補助割合の変更等がある場合には、市単独事業等として引き続き実施する必要性を十分に検証し、事業の統廃合や規模縮小など事業内容の見直しを行うこと。

⑬ 特別会計及び公営企業会計の運営原則の徹底

- ・ 特別会計及び公営企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、独立採算の原則に基づき、財源不足を漫然と一般会計に依存

することなく、受益者負担の適正化、業務運営の合理化を進めるとともに、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善等により、一般会計からの繰出金等の抑制に努めること。特に地方公営企業繰出金については、基準内と基準外を明確に区分すること。

(別紙1)

過年度決算額（一般会計）

1 主な歳入

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 市税	8,681	8,878	9,098	9,069	9,443
2 地方消費税交付金	1,176	1,060	1,116	1,192	1,137
3 地方交付税	3,180	2,938	2,770	2,791	2,812
4 国庫支出金	2,927	3,037	2,696	2,816	3,034
5 県支出金	1,532	1,518	1,604	1,646	1,703
6 繰入金	12	831	656	1,331	1,147
7 繰越金	1,304	580	807	578	524
8 市債	1,601	2,527	1,205	1,297	2,781
うち臨時財政対策債	1,057	867	885	908	797

2 主な歳出

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 人件費	3,026	2,966	3,132	3,064	3,084
2 物件費	2,913	3,570	3,746	4,197	4,212
3 維持補修費	117	174	161	146	93
4 扶助費	5,056	5,106	5,345	5,339	5,566
5 補助費等	1,768	2,146	1,650	1,588	1,630
6 公債費	1,686	1,657	1,483	1,528	1,507
7 繰出金	3,276	3,213	3,160	3,297	3,338
8 普通建設事業費	2,123	2,780	1,434	1,874	3,443

3 基金及び市債の残高

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財政調整基金残高	4,594	4,006	3,890	3,018	2,989
庁舎建設基金残高	150	300	410	710	425
市債残高	16,219	17,242	17,090	16,964	18,327
うち臨時財政対策債	10,163	10,483	10,783	11,006	11,056

4 財政指標

(単位：財政力指数を除き%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財政力指数	0.73	0.74	0.76	0.77	0.77
経常収支比率	86.8	95.4	96.2	97.2	95.9
実質公債費比率	6.9	5.8	5.0	4.5	4.2
将来負担比率	17.2	24.8	16.7	12.0	23.2

※ 財政健全化法に基づく早期健全化基準は、実質公債費比率25%、将来負担比率350%

(別紙2)

令和2年度中期財政見通し(一般会計)

1 歳入

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	(当初予算)	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
1 市税	8,879	0.8	8,324	▲ 6.3	8,266	▲ 0.7	8,575	3.7	8,527	▲ 0.6	8,672	1.7
2 譲与税、各種交付金	498	2.5	481	▲ 3.3	483	0.3	507	5.0	509	-	509	-
3 地方消費税交付金	1,430	21.6	1,215	▲ 15.0	1,215	-	1,430	-	1,430	-	1,430	-
4 地方交付税	2,308	▲ 8.6	2,196	▲ 4.9	2,568	16.9	2,594	1.0	2,328	▲ 10.3	2,364	1.6
5 分担金、使用料等	688	▲ 8.2	708	2.9	765	8.0	759	▲ 0.8	754	▲ 0.6	743	▲ 1.4
6 国庫支出金	3,160	0.2	3,263	3.3	3,179	▲ 2.6	3,244	2.0	3,327	2.6	3,301	▲ 0.8
7 県支出金	1,896	9.0	1,903	0.4	1,927	1.3	1,920	▲ 0.4	1,960	2.1	2,050	4.6
8 財産収入、寄附金、諸収入	215	▲ 9.0	227	5.8	216	▲ 4.8	226	4.6	217	▲ 4.3	216	-
9 繰入金	1,255	▲ 23.0	2,112	68.3	1,100	▲ 47.9	708	▲ 35.7	1,132	59.9	1,087	▲ 4.0
10 繰越金	300	-	300	-	300	-	300	-	300	-	300	-
11 市債	2,821	0.1	3,279	16.2	1,247	▲ 62.0	1,437	15.2	1,211	▲ 15.7	1,144	▲ 5.6
うち臨時財政対策債	850	▲ 4.0	913	7.4	1,055	-	1,064	-	967	-	974	-
合計	23,450	▲ 0.7	24,008	2.4	21,267	▲ 11.4	21,699	2.0	21,694	▲ 0.0	21,816	0.6

2 歳出

(単位:百万円、%)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	(当初予算)	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
1 人件費	3,489	5.4	3,506	0.5	3,516	0.3	3,631	3.3	3,640	0.2	3,673	0.9
2 物件費	4,237	▲ 6.0	4,276	0.9	4,129	▲ 3.4	4,149	0.5	4,108	▲ 1.0	4,093	▲ 0.4
3 維持補修費	118	▲ 1.1	129	9.9	202	55.7	162	▲ 19.4	151	▲ 6.9	175	15.8
4 扶助費	5,850	2.2	5,924	1.3	6,017	1.6	6,114	1.6	6,237	2.0	6,377	2.2
5 補助費等	2,800	77.1	2,455	▲ 12.3	2,466	0.4	2,277	▲ 7.7	2,418	6.2	2,757	14.1
6 公債費	1,677	10.4	1,808	7.9	2,012	11.3	2,026	0.7	1,958	▲ 3.4	1,920	▲ 2.0
7 積立・出資、貸付金等	308	▲ 26.4	192	▲ 37.7	259	35.0	434	67.8	422	▲ 2.9	276	▲ 34.7
8 繰出金	2,007	▲ 38.1	2,007	▲ 0.0	2,004	▲ 0.1	1,997	▲ 0.4	1,981	▲ 0.8	1,947	▲ 1.7
9 普通建設事業費	2,945	▲ 7.2	3,660	24.3	613	▲ 83.3	888	45.0	759	▲ 14.5	577	▲ 24.0
10 予備費	20	-	50	-	50	-	20	-	20	-	20	-
合計	23,450	▲ 0.7	24,008	2.4	21,267	▲ 11.4	21,699	2.0	21,694	▲ 0.0	21,816	0.6

3 基金及び市債の残高

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		増減額		増減額		増減額		増減額		増減額		増減額
財政調整基金残高	2,850	▲ 139	2,015	▲ 835	1,810	▲ 204	1,924	114	1,613	▲ 311	1,348	▲ 266
庁舎建設基金残高	275	▲ 150	0	▲ 275	0	0	0	0	0	0	0	0
市債残高	19,673	1,346	21,168	1,494	20,403	▲ 765	19,813	▲ 590	19,107	▲ 706	18,244	▲ 863
うち臨時財政対策債	10,942	▲ 114	10,891	▲ 51	10,928	37	10,927	▲ 1	10,862	▲ 65	10,805	▲ 57

4 財政指標

(単位:%)

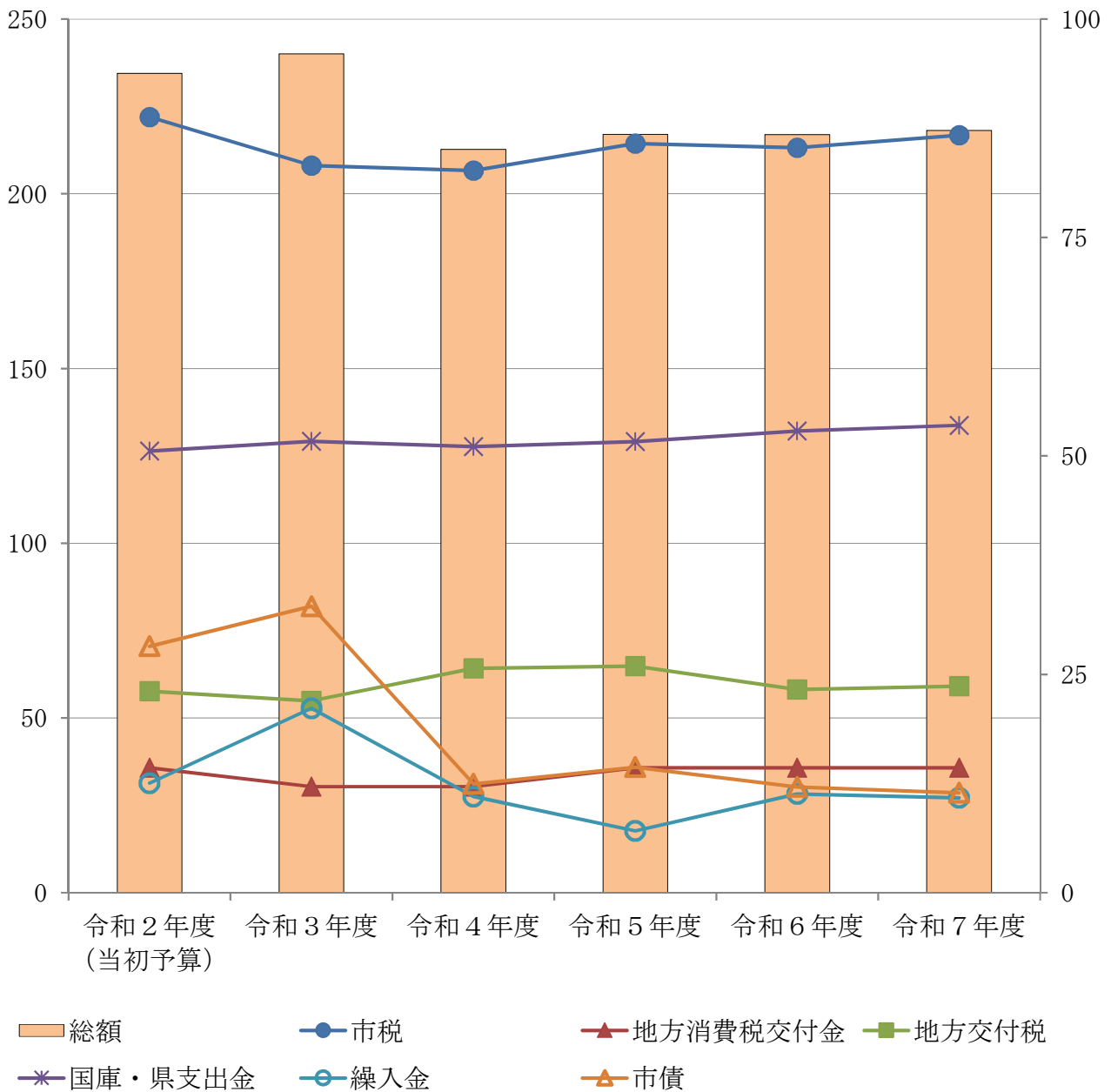
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		増減値		増減値		増減値		増減値		増減値		増減値
実質公債費比率	5.0	0.8	6.0	1.0	7.7	1.7	8.7	1.0	9.0	0.3	8.5	▲ 0.5
将来負担比率	31.7	8.5	58.6	26.9	49.8	▲ 8.8	42.0	▲ 7.8	36.8	▲ 5.2	31.3	▲ 5.5

※ 財政健全化法に基づく早期健全化基準は、実質公債費比率25%、将来負担比率35%

5 参考資料（推移グラフ）

(1) 歳入総額と主な歳入項目

（単位：億円）

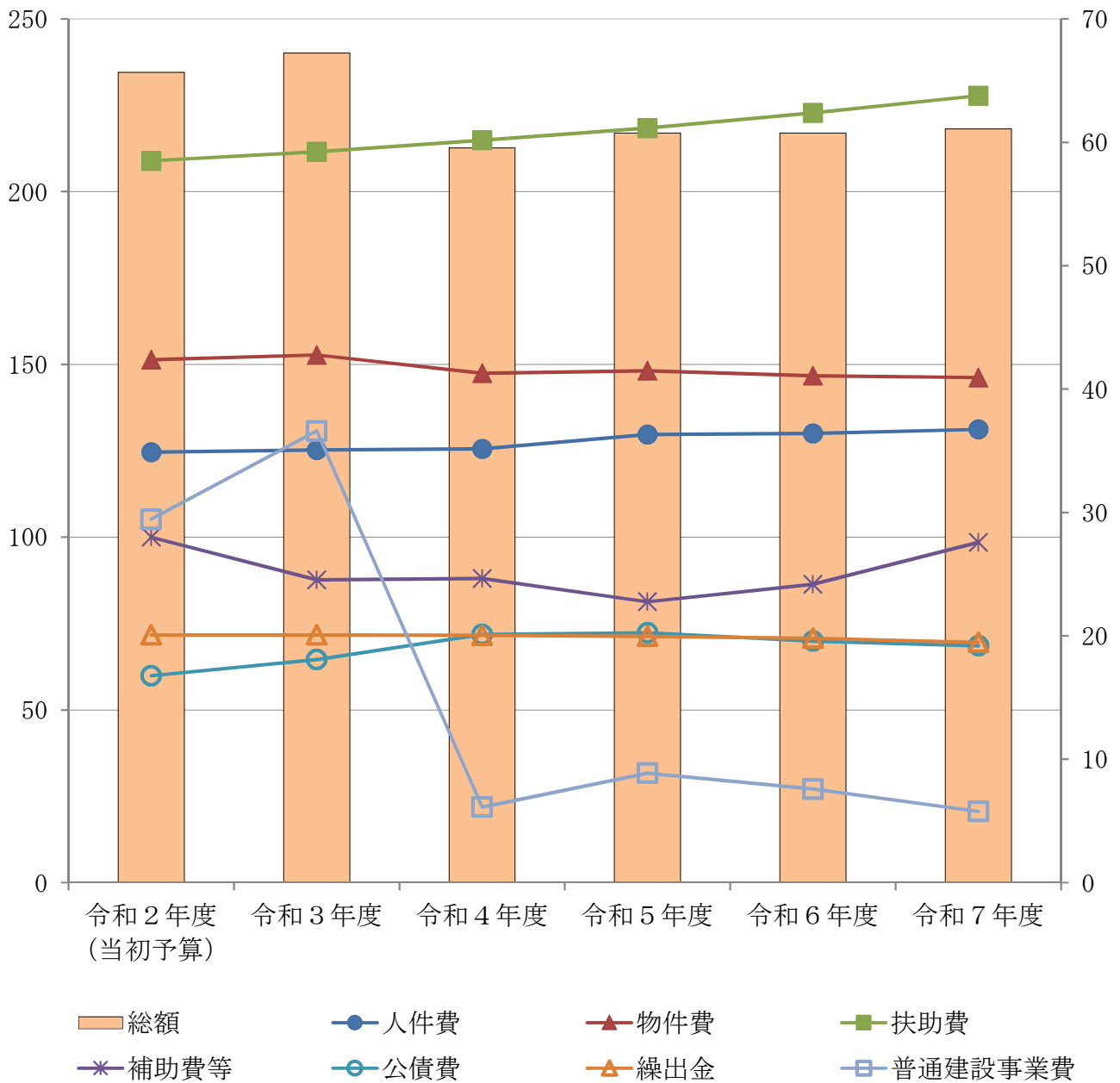


（単位：億円）

	令和2年度 (当初予算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総額	234.5	240.1	212.7	217.0	216.9	218.2
うち 市税	88.8	83.2	82.7	85.7	85.3	86.7
地方消費税交付金	14.3	12.2	12.2	14.3	14.3	14.3
地方交付税	23.1	22.0	25.7	25.9	23.3	23.6
国庫・県支出金	50.6	51.7	51.1	51.6	52.9	53.5
繰入金	12.5	21.1	11.0	7.1	11.3	10.9
市債	28.2	32.8	12.5	14.4	12.1	11.4

(2) 歳出総額と主な歳出項目

(単位：億円)

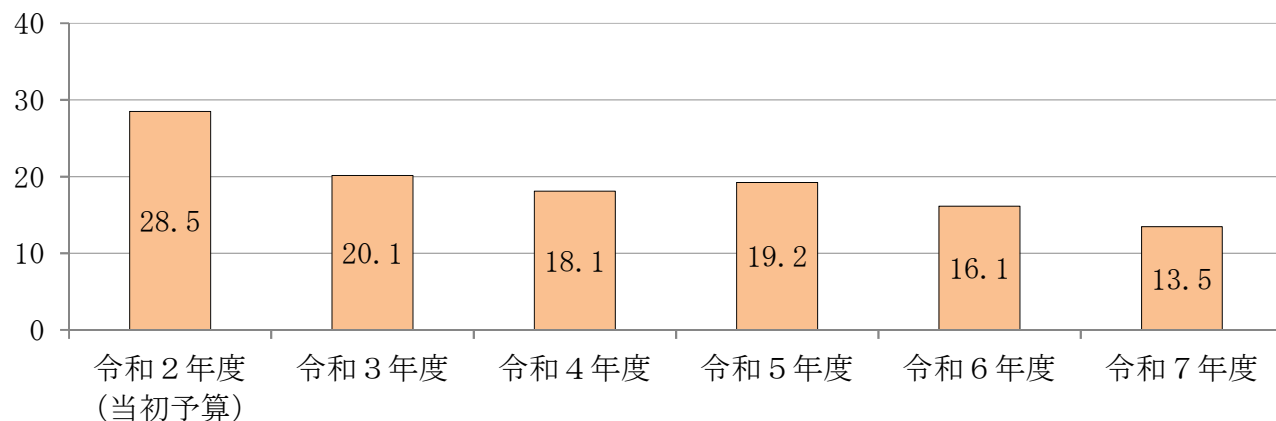


(単位：億円)

	令和2年度 (当初予算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総額	234.5	240.1	212.7	217.0	216.9	218.2
うち 人件費	34.9	35.1	35.2	36.3	36.4	36.7
物件費	42.4	42.8	41.3	41.5	41.1	40.9
扶助費	58.5	59.2	60.2	61.1	62.4	63.8
補助費等	28.0	24.6	24.7	22.8	24.2	27.6
公債費	16.8	18.1	20.1	20.3	19.6	19.2
繰出金	20.1	20.1	20.0	20.0	19.8	19.5
普通建設事業費	29.5	36.6	6.1	8.9	7.6	5.8

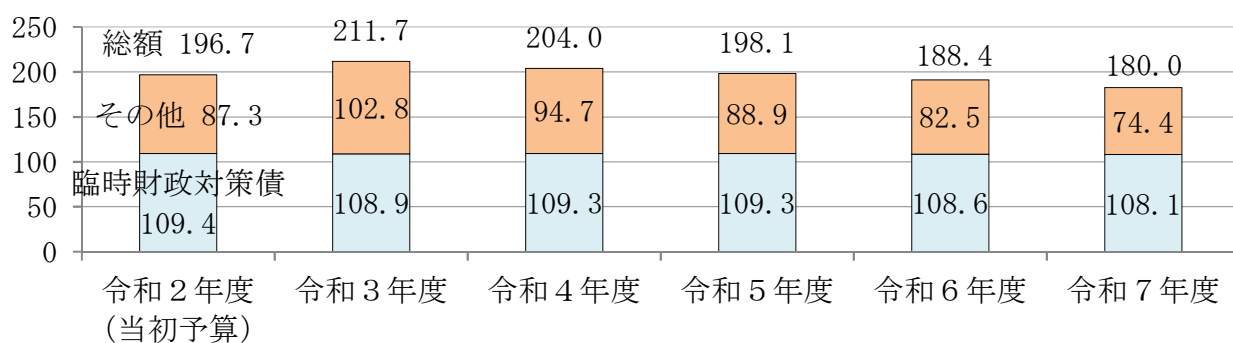
(3) 財政調整基金残高

(単位：億円)



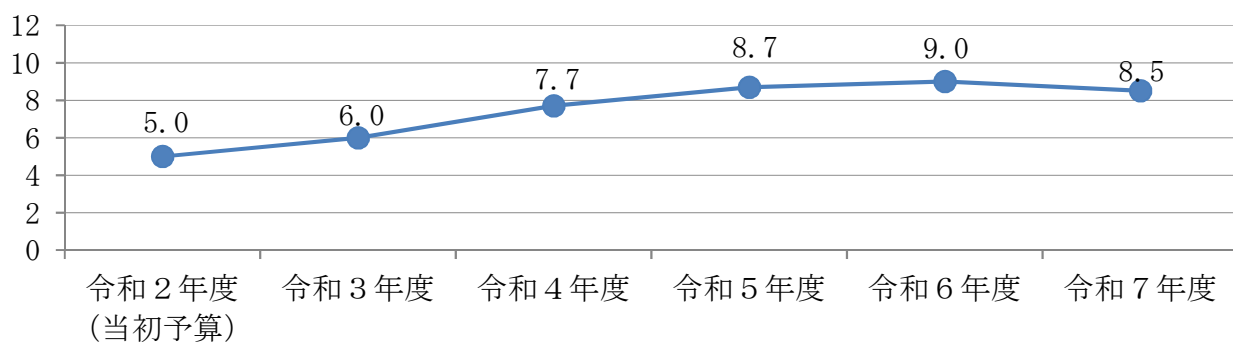
(4) 市債残高

(単位：億円)



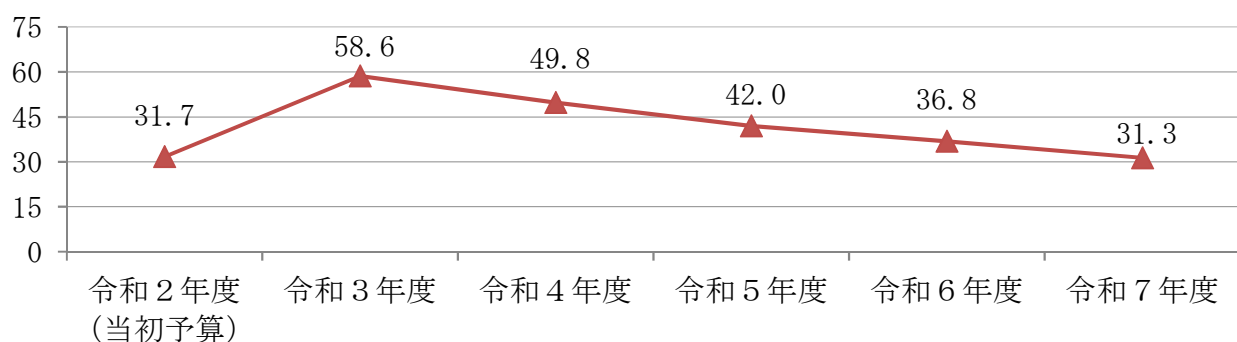
(5) 実質公債費比率 (財政健全化法上の早期健全化基準：25%)

(単位：%)



(6) 将来負担比率 (財政健全化法上の早期健全化基準：350%)

(単位：%)



6 作成の前提条件

- ・ 令和2年度当初予算額を基本として、今後見込まれる主要事業等の増減から推計
- ・ 現行の行財政制度等については、今後も変更がないことを前提に推計
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を考慮

【歳入】

	推計の考え方
1 市税	○ 過去の実績、人口推計、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気動向、法人市民税率の引き下げ等を考慮
2 譲与税、各種交付金	○ 過去の実績や「令和3年度の地方財政の課題」の内容、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気動向を考慮 ○ 森林環境譲与税、法人事業税交付金の新設や環境性能割交付金を考慮
3 地方消費税交付金	○ 消費税率の引上げに伴う影響、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気動向を考慮
4 地方交付税	○ 基準財政収入額に算入される市税と地方消費税交付金、基準財政需要額に算入される臨時財政対策債発行可能額等の増減を考慮
5 分担金、使用料等	○ 過去の実績等を考慮 ○ 家庭系ごみの有料化や庁舎設備使用料負担金の新設を考慮
6 国庫支出金	○ 過去の実績、国庫支出金の交付対象となる主要事業（主に扶助費、普通建設事業費）等の推計事業費を考慮
7 県支出金	○ 過去の実績、県支出金の交付対象となる主要事業（主に扶助費、普通建設事業費）等の推計事業費を考慮
8 財産収入、寄附金、諸収入	○ 過去の実績、ネーミングライツ・新庁舎内有料広告等の新規導入を考慮
9 繰入金	○ 財源不足を財政調整基金で補填するものとして推計
10 繰越金	○ 令和2年度当初予算額と同額を横置き
11 市債	○ 普通建設事業費の推計額と過去の実績等を考慮 ○ 令和3年度は、市役所新庁舎建設事業の本体工事費に係る市債発行を考慮

【歳出】

	推計の考え方
1 人件費	○ 過去の実績、定員管理適正化計画に基づく職員数の増減、職員の平均年齢の動向等を考慮
2 物件費	○ 過去の実績等を考慮
3 維持補修費	○ 個別施設計画等を考慮
4 扶助費	○ 過去の実績や人口推計等を考慮
5 補助費等	○ 過去の実績等を考慮 ○ 次期ごみ処理施設の建設に係る用地取得や旧ごみ処理施設の解体に係る組合債の元利償還開始に伴う岐阜羽島衛生施設組合負担金の増加を考慮 ○ 下水道事業特別会計が公営企業会計に移行することに伴い、繰出金より移管
6 公債費	○ 令和元年度までの借入実績、令和2年度以降の借入見込みを考慮 ○ 令和3年度より市役所新庁舎建設事業に係る市債元金の償還開始を考慮
7 積立・出資、貸付金等	○ 過去の実績等を考慮
8 繰出金	○ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金は、過去の実績や人口推計等を考慮 ○ 下水道事業特別会計が公営企業会計に移行することに伴い、補助費へ移管
9 普通建設事業費	○ 必要とされる社会資本の整備・更新と進捗見込み等を考慮 ○ 令和3年度は、市役所新庁舎建設事業の工事費を考慮
10 予備費	○ 令和3～4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大への迅速な対応を考慮し増額